

韓国における「民主」と「共和」

國 分 典 子

- 一、はじめに
- 二、「民国」と「民本」
- 三、日本における「民本」と「民主」
- 四、初期の「共和」の用法
- 五、韓国における共和制への転換
- 六、中国における「共和国」
- 七、趙素昂の「民国」
- 八、おわりに

一、はじめに

大韓民国は一九四八年の建国以来、「民主共和国」であることを憲法で謳っている。「大韓民国」の名称は、一九一九年に大韓民国臨時政府が成立したとき以来のものである。このときに一八九七年から名乗っていた「大韓

帝国」の国号と決別したのであった。

「民主」と「共和」の意味理解については、しばしば両者が同じ意味で用いられ、明確に区別されずに用いられてきたことが指摘されている。日本と中国における「民主」と「共和」の用法を分析した陳力衛によれば、「民主」は中国語由来の近代訳語、「共和」は日本語由来の近代訳語でこれらは当初、同じ概念を指していたともいわれている。⁽¹⁾ 東アジアに入ってきた西洋の文献の翻訳で最初に「民主」が現れるのは、「人民の統治」という意味でこの語を用いた『万国公法』であるというのが定説のようであるが、そこでの漢訳において、republican [form of government] が「係民主之」⁽³⁾に、democratic character が「民主之権」⁽⁴⁾に訳され、「民主之國」と訳されたのは、democratic republic であつた。⁽⁵⁾ ちなみに、「大韓民国」の英語名は、周知のとおり、Republic of Korea である。

韓国では従来、「民主共和国」の「民主」の部分に関心が集まり、「共和」の意味についてはほとんど分析されてこなかった。しかし近年、筆者の専門とする憲法学の分野でも、欧米の共和主義の議論を採り入れつつ、韓国の「共和国」概念を分析する研究が現れてきている。こうした研究は現代において国家観をどう構築するべきかを主たる視点とするもので、筆者も先にこうした現代韓国の憲法論における「共和国」の意味理解について若干の考察を行ったことがある。⁽⁶⁾ しかしながら、現代の共和主義の議論以前に、韓国の国家形成過程において「共和」がどのように理解されていたのか、またそれが「民主」の概念とどのように関係していたのか、今日の西洋的な共和主義理解との接点をどのように考えるべきなのかについてはなお検討が必要であり、またそれは韓国のみならず東アジアの国家観を理解するためにも重要であると考えられる。もとより、本稿の小論でそのような歴史的考察が十分にできるものではない。しかし今後の研究の足がかりとして、まず既存の研究に依拠しつつ、大韓民国における「民主」と「共和」がもつ意味を東アジアにおけるこれらの概念の形成の文脈で促え、今後の方

向性を模索してみたい。なお、本稿をまとめるにあたっては、これまでの研究で採り上げられている資料のうち、
 いまだ筆者が原典を確認できていないものもあり、二次資料による引用に止まっているものがあるが、これらの
 確認はこれからの課題とすることをお許し願いたい。

二、「民国」と「民本」

前述のように、一九一九年以降、韓国は「大韓民国」を名乗っている。しかし、「民国」ということばは、この
 のときに初めて韓国で使われるようになったものではない。史学者の李泰鎮によれば、すでに一八世紀に「民国
 政治思想」が台頭していた。⁽⁷⁾『英祖実録』の中に「民国」という用語が用いられているのが最も早いのではない
 かとされている。⁽⁸⁾そこでの用語法は、君主制国家と対峙する意味での民主制国家という意味ではない。搾取され
 疲弊する民に目を向け、民を保護しなければならない、民あつての国であり邦あつての民であるという理解で用
 いられたことばであった。こうした「民国」の思想の基礎を成していると考えられるのは、『書経』にみられる
 「民惟邦本」⁽⁹⁾に端を発するといわれる民本思想である。

但し、朝鮮王朝時代をみても「民惟邦本」は次第に変化を示すようになっていたことに注意しなければならな
 い。前・中期には単なる統治の客体としての民を保護しなくてはならないという意識であった（李泰鎮によれば、
 「王と両班官僚たち」の「統治が危機に陥らないよう、必ず留意しなければならない警句としての意味」をもつものであ
 り、「国の主は、国王と両班官僚たち」であった⁽¹⁰⁾）ものが、一八世紀に入つて官吏の不正が問題視されるようになり、
 そうした官吏から民を守るのが君主の役目であるという認識が現れる。そうした新たな「小民保護論」の下で英
 祖の時代に「民国」の語が現れたというのが先の李泰鎮の指摘であった。⁽¹¹⁾

この点で、一八世紀になって王が両班の権力を弱めつつ、ヨーロッパの君主たちと同様、中央集権的な啓蒙專制君主へと転換したという見方もできる。民本主義の考え方は、その後、韓末の時代になると、開化派の思想の中で展開されることになる。

開化派の朴泳孝は、当時の朝鮮王朝に改革の必要性を訴えた、有名な一八八九年の建白書のなかで姜太公の「邦国非帝王之邦国、乃人民之邦国而帝王治邦国之職也、故邦国之利者得邦国、擅邦国之利者失邦国」⁽¹²⁾や『書経』の「民維邦本」⁽¹³⁾ということばを引用し、国際関係、法、経済、衛生、軍備、教育、政治、自由の八つの論点について種々の提案をしている。このうち政治の部分では、「正政治、使民国有定」⁽¹⁴⁾として、県会の制度を設け、民に民の事柄を議論させる必要性をも述べ、また自由については、「天降生民、億兆同一、而稟有所不可動之通義、其通義者、人之自保生命、求自由、希幸福是也」と天賦人權思想を表明している。⁽¹⁶⁾

開化派の中でも西洋的な国家観を最も直接的に受容したと考えられる徐載弼になると、「人民が国の主人である」⁽¹⁷⁾として、「当初国家が生まれた本意はいろいろな人が議論して全国にいる人民のために各部署の仕事を設けることである。各部署の官員も民のためにつくったものであって、民が政府に税を納めるのも、民が自己のために納めるということなのである」⁽¹⁸⁾と社会契約論的な理解を示している。

これらの思想は近代的な人權や国家と国民の関係を提示するものとして朝鮮王朝の立憲国家化を目指すものであった。但し、徐載弼にしても、この時代の立論は君主を前提としたものであった。「国というものは大きくても小さくても、ひとつの場所にいろいろな人が集まり住むのであって、いろいろな人々が政府無くして暮らすことができないために、政府を新設し、政府と民をみな率いる職務は君主が有する。そして君主を頭とする」⁽¹⁹⁾と、「頭」としての君主が明示されている。

三、日本における「民本」と「民主」

『書経』の「民惟邦本」を端緒とする⁽²⁰⁾とされる民本思想は、もちろん朝鮮のみで発達したのではなく、中国はもとより日本にもみられるものである。日本では、周知のように大正期に民本主義をめぐる論争が起こった。⁽²¹⁾井上哲次郎は、「日本の近來の思想界を瞥見するに、いろいろ矛盾したことがあ⁽²²⁾」るとして、そのひとつに君主国のなかに民主思想が西洋から入ってきているという矛盾を挙げて論じている。井上は、「民惟邦本」に言及し、憲法一条が「万世一系の天皇之を統治す」とされている以上、「民主と云ふことは日本の從來の歴史上から見ても決して如字的に了解して言ふべきではないのみならず憲法によつて亦然りであるけれども、古來『民は惟れ邦の本なり、本固ければ、邦寧し』と云ふように民本と云ふ意味に解釈するのは差支ない。さうして昔より一層臣民の権利を重んずべきである、是れは時勢の変化の爲めである」としている。そして「元來君主立憲政体と雖も、是れは日本國民を成して居る所の此臣民の爲めに、即ち臣民の福利の爲めに斯様なことに制定された次第であります。さうして上御一人の平素軫念遊ばさるるのは実に下臣民の福利の増進如何にあることは疑ひないこととでありますから、其点から言へば民本主義と言つても宜いのであります⁽²³⁾」と、民本主義概念を媒介に、民主主義と君主主義の調和を考えようとしたのであった。これに対し、上杉慎吉は井上の民本主義理解を正しいとしつつも、むしろ民本主義と民主主義の区別を重視すべきだと主張した。すでに美濃部達吉を批判していた⁽²⁴⁾かれは、「君主は國權の主体なりと云ふことは倫理上民本君本何れなりやと云ふことには關係はない統治權存在の倫理的⁽²⁵⁾理由より云へば民本であるべきものであらうとも其の意味をば直ちに國權の主体は君主に非ずと云ふことは出来ぬ⁽²⁵⁾」とし、『デモクラシイ』と云ふ語は民主の意にも民本の意にも用ゐらる西洋では建國の態様上民主即ち民本と解せらるるのであらうかとも思ふが彼等が自分の國は君主國なれども『デモクラシイ』なりなど云ふ場合は民

本の意とも解せらるる『ナショナル、ゾヴェレンティ』『フォルクス、ズフェレニテイ』と云ふは民主にして民本の意に非ず⁽²⁶⁾と「民本」は主権の問題ではないとしたのであった。こうした議論を踏まえて、日本の民本主義者として名高い吉野作造は、以下のような説明をしている。

吉野は、Democracy の翻訳について「少くとも二つの異つた意味に用ひられて居るやうに思ふ⁽²⁷⁾」として、「国家の主権は法理上人民に在り」という意味と、「国家の主権の活動の基本的の目標は政治上人民に在るべし」という意味の二つを挙げた。かれはこの二つのことばには別の訳語を当てるべきであるとし、後者の意味について「民本主義」と訳したのであった⁽²⁸⁾。そして、「民主主義」については「文字の示すが如く、『国家の主権は人民に在り』との理論上の主張である。されば我国の如き 一天万乗の陛下を国権の総攬者^{そうらん}として戴く国家に於ては、全然通用せぬ考である」としたのであった⁽²⁹⁾。かれの democracy 理解は、基本的に上杉と同じである。しかし方向性としては美濃部と類似していた。「法律論からの民主化論である美濃部の天皇機関説の影響を受け、それを政治論として発展させたのが、吉野作造である⁽³⁰⁾」といわれるように、吉野は「民主主義」ではなく「民本主義」という言い方で「主権の君主に在りや人民に在りやは之を問ふ所ではない⁽³¹⁾」として主権の所在の問題を回避し、井上と同様、民本主義が君主制と矛盾しないという点を強調した。また、代議政治も強く主張し、歴史の発展とともに民本主義による政治が変化すること、さらには民本主義の主張に変遷があることを述べたのであった⁽³²⁾。民本主義は革命を指向する「過激主義」とは相いれないが、立憲主義に則った形の社会主義とは相いれないものではないと考えていた点⁽³³⁾では、美濃部よりも先端的な思想をもっていた。

以上の論争の主たる論点は民本主義を主権の所在の問題として捉えるか否かであったが、井上や吉野も民本主義が立憲君主制と親和的である、否、「民主」ではなく「民本」という概念を使うことで立憲君主制をその中に含ませることを意図した点においては上杉と違いはなかったといえよう。先にみた朝鮮開化派より時代は下るも

の、君主制の近代化論という点では、こうした日本の民本主義の考え方は開化派の議論と通底するものであった。松本三之介は、吉野作造が「民本主義は政治上の主義であつて法律上の説明ではない」と述べている点について、「吉野が憲政論を展開するにあつて『法律論』と『政治論』とを区別したのは、天皇親政という法的テーマエによって、官僚支配という政治の現実を、おおいかくそうとする藩閥の論理に有効に対抗するため、きわめて実際的な思考方法であつたと見ることができ。こうして吉野は、法的テーマエ論にまどわされることなく、藩閥官僚支配の現実を正しく直視し、これを批判する立場を自分のものとすることができた」としている。⁽³⁴⁾このことは明治憲法の下でどこまで近代的立憲主義を貫くことができるか、議會制度を定着できるかという問題でもあつた。

同様のことが開化期の朝鮮にもあてはまる。既存の君主制の中でどこまで実質的な民主化を図ることができかが当時の朝鮮近代化の課題であつた。開化期の朝鮮においては、「民本」か「民主」かについての議論は取り立てて行われなかつたようである。これを日本の民本主義の論争に照らして考えるならば、かれらの主張はそもそも君主制打倒の意図まではもたずに国民の政治参加を可能にする方向性の模索であつたこと、君主制との対立云々を問題にする必要がなかつたことを暗示している。但し、朝鮮においても、議會設立は重要な課題であつた。前述のように、朴泳孝もすでに「県会」の設立を建議していたが、徐載弼が主筆を務めた『独立新聞』および独立協会の活動においては、これは主要なテーマとなつている。

独立協会は一八九八年一月二八日から六日間にあつて官民共同会を開催し、「献議六条」を採択し、高宗の裁可を要請した。「献議六条」は、一条が外国人に依存せずに官民が協力して専制皇権を強固にすることを述べる一方、二条以下では、政府と外国人の間での条約について各都大臣と中樞院議長の署名・捺印を必要とすること（二条）、予算・決算について人民に公布すること（三条）、重罪犯について公判で被告に弁明の機会を与え

ること(四條)、勅任官の任命にあたって政府に諮詢し、その過半数の賛成を必要とすること(五條)、章程により事を行うこと(六條)を主張している⁽³⁵⁾。

「献議六條」が出された翌日の一八九八年一〇月三〇日に皇帝はこれを受け入れ、「民国の急務を中外に佈告する件」で「中樞院章程を確定し実施すること」となった⁽³⁶⁾。中樞院については、一月二日に「中樞院官制改正件」(全一七條)が出され、議会が開設されることとなったのであった⁽³⁷⁾。この「中樞院官制」は、三條で議官の半数を選挙で選ぶことを定め、一條でこの中樞院が法律・勅令の制定・改廃を審査議定することとしており、議會主義的な要素を導入する画期的なものであった。

こうした動きは、当時の改革が君主制を維持しつつも議會主義を伴った立憲君主制を目指すものであったことを示している。但し、この改革は実際には果たせなかった。中樞院官制三條の規定はその後一月一二日には改正され、五〇人の議官は「選挙」ではなく、すべて「国家に労働ある者と政治法律学識に通達した者を會議で奏薦する」⁽³⁸⁾こととされ、中樞院の権限も縮小されて、最終的に諮問機関に戻ってしまっている⁽³⁹⁾。

四、初期の「共和」の用法

一方、「共和」概念はどのように導入されたか。『史記』の中に「共和」という語が出てくるのが東アジアにこのことが現れた最初ではないかといわれている⁽⁴⁰⁾。ここでは、国王がいない中で周公と召公が協力して一四年間政治をうまく執り行ったという意味で「共和」が使われている。こうした初期の「共和」に対して西洋から「共和」概念が入ってゆく過程を紹介する朴贊勝は、魏源の『海国図志』や徐繼畲『瀛環志略』が中国から朝鮮に入ってきたことによって共和制が紹介されたとする。そしてこれらに学んだ崔漢綺が自分なりに理解した西洋の

共和制を『地球典要』（一八五七年）の中で紹介したとして⁽⁴¹⁾いる。その後、『漢城旬報』一八八四年一月三〇日に「欧美立憲政体」の中で立憲政体のひとつとして「合衆共和」を挙げたのが、朝鮮で「共和」がきちんと紹介された最初であろうというのが朴贊勝の理解である。但し、李映録は紳士遊覧団の一員であった閔種黙の一八八一年の報告文の中に「共和」の語がみられることを指摘している⁽⁴²⁾。いずれにせよ、一八八〇年代に朝鮮において政体の説明に共和の概念が用いられるようになっていったと思われる。

閔種黙と同じく紳士遊覧団の一員での中に甲午改革を進めた開化派の代表的人物の一人、兪吉濬も『西遊見聞』の「政府の種類」の中で「共和」の語を用いている。かれは、政体を「君主の専断する政体」「君主の命令する政体またはいわゆる压制政体」「貴族の主張する政体」「君民の共治する政体またはいわゆる立憲政体」「国民の共和する政体またはいわゆる合衆政体」の五つに分類している⁽⁴³⁾。「合衆」はここでは「共和」と同じ意味で使われているようである。「君民の共治する政体」と「国民の共和する政体」の違いは、後者が「世襲の君主の代わりに大統領がその国の最上位におり、最大権を執」るものであって、それ以外は「皆君民の共治する政体と同じ」とされている⁽⁴⁴⁾。

兪吉濬の『西遊見聞』は福澤諭吉の『西洋事情』からの影響が強く、極めて類似した叙述が多いことで知られている。しかし、『西洋事情』の政体についての叙述は、兪吉濬とは異なっている。「政治に三様あり」として、「立君、モナルキ」（＝「礼楽征伐一君より出づ」と説明される）、「貴族合議、アリストカラシ」（＝「国内の貴族名家相集て国政を行ふ」と説明される）、「共和政治、レポブリック」（＝「門地貴賤を論ぜず人望の属する者を立て、主長となし国民一般と協議して政を為す」と説明される）に分け、「立君の政治に二様の区別あり」として、「立君独裁デスポット」と「立君定律コンスチテューショナル・モナルキ」に分けて⁽⁴⁵⁾いる。これはアリストテレス的な分類手法に立つと共に、のちに明治期の憲法学にも受け継がれる分類であるが、兪吉濬はこれをそのまま踏襲して

はいない。世襲の君主の存在の有無がメルクマールとなっている点は今日の「共和国」、「共和制」の理解につながるものであるが、「立憲政体」≡立憲君主制のような記述は福澤と異なる。「各国の政体を比較すると君民の共治するものが最もよい」と明言していることと相俟つて、兪吉濬の立憲君主制重視の主張にもつながるものであるように思われる。なお、国人の「共和」と君民の「共治」という形で政体によって用語が使い分けられているものの、「共治」と「共和」の区別は説明されていない。

開化期から愛国啓蒙運動期にかけての共和の理解は一定していない。

韓国で「民主共和国」の概念がどのように形成されていったかを検討する法学者による研究としては、先にも言及した李映録の研究があるが、李映録は韓末には共和制は立憲君主制と明確な区別なく理解されていたとしている。⁽⁴⁸⁾愛国啓蒙雑誌『大韓協公会報』に掲載された元泳義「政体槩論」は、共和政体について「君と臣民が相共に和して議を行う」としている。⁽⁴⁹⁾この説明では政体を「君主政体」(≡「人君が主権を有し執り行う」と説明される)と「共和政体」(≡「君と臣民が相共に和して議する」と説明される)とに分け、前者に「専制」と「立憲」の二種が、後者に「貴顕」(≡「貴族頭官が専ら主に法政を行い、庶民はこれに預かり得ずただその指揮を聴くことを得る」と説明される)と「民主」(≡「庶民が国事に預かり君主貴顕は行政令について民議に合わせずに施行できない」)の二種があるとされている。⁽⁵⁰⁾また「共和政治」は「至公無私にして上下和同」とも述べられ、⁽⁵¹⁾ここでの「共和」はまさに君主や貴族、国民が共に和することを意味している。

一方、『西北学会月報』に掲載された、西洋の国体論を紹介する鮮于錫「国家論の概要(統)」は、アリストテレスの君主制、貴族制、民主制の三分説について「貴族国体がほとんど消滅してその類例がなく、実際の国体は君主制と民主制の二つに止まるので国体三種説は現代の事実符合せず、かつ、主権者の人数で国体を区別するのは少々浅薄の嫌いを免れ難い」とし、マキャベリの君主制と共和制の二分説が「最も現時代事に適合」する

として紹介している。またイエリネクの君主制と共和制の二分説が最も要領を得た解説であるとして、それは主権者の人数ではなく国家を成立させる意志如何によって分類をしているからであると説明している。⁽⁵²⁾ 鮮于鎭によれば、「意志は国家の本質である。国家が根本的に要求するのは人民の服従である。国家の本性はその意志を強行することにある」。「国家は人民の組織であると同時に特に人民意志の組織であるが、これを別言すれば、いわゆる公共的意志の組織である。故に意志がもし個人の中に組織され、独立固有の最高権となる場合にはこれをすなわち君主制といい、もしこれに反してその意志が社会の一階級または全階級の中に組織した合議的主権となる場合にはこれをすなわち共和制といい、または一階級の意志がもし多数決あるいは全員一致で独立固有の最高権となる場合にはこれをすなわち貴主共和制である。全人民の意志が直接また間接（代議的）に独立固有の最高権となる場合には、これをすなわち民主共和制というのである。故に君主制および共和制は国体の区別である根本的分類である。貴族制および民主制は共和制に属する副分類である」と述べられている。⁽⁵³⁾ この説明では先の論述のように、「立憲」の問題は出てこない。主権者の「人数」ではなく「意志」の問題であるとされる点について詳細な説明はないが、主権的な意思が合議によるものか個人によるものかという観点からの分類という点で、「共和」は「合議」であるかどうかの問題となっている。この分類基準は、もし国家意志の決定が君主一人ではなく民の同意を必要とするならばそれは「共和」と捉えられる可能性を内包している。

日本においても類似の見方はみられる。中江兆民はかれが主筆を務めた『東洋自由新聞』に掲載した「君民共治之説」の中で「政体ノ名称数種アリ曰ク立憲曰ク専制曰ク立君曰ク共和ナリ其事実ニ就テ之ヲ校スルトキハ立憲ニシテ専制ナルアリ共和ニシテ立君ナルアリ共和未ダ必ズシモ民政ナラズシテ立君モ亦タ未ダ必ズシモ民政ナラズンバアラズ」⁽⁵⁴⁾、さらに「政権ヲ以テ全国人民ノ公有物ト為シ一二有司ニ私セザルトキハ皆『レスピユブリカー』ナリ皆ナ共和政治ナリ君主ノ有無ハ其問ハザル所ナリ」⁽⁵⁵⁾、「吾隣ノ『レスピユブリカー』ノ実ヲ主トシテ其名

ヲ問ハズ共和政治ヲ改メテ君民政治ト称スル所以ナリ」⁽⁵⁶⁾と述べている。⁽⁵⁷⁾ここでは共和の本質が君主制と相いれないものではないという見方が示されている。

以上の兆民の「共和」の理解を分析している松尾章一は、「民主制」(Democracy)と「共和制」(Republic)が当時の日本で「異名同意語に使用されていた」ことを指摘し、「民権論者は、民主政体とは、君主制を否定する共和政体とともに、君民共治の立憲君主政体をもそのなかにふくめてよいと考えていた」⁽⁵⁸⁾としている。こうした例としてさらに松尾が挙げるのは、奥宮健之の以下の文である。

「凡そ世に成立する政体を観察すれば其種類甚だ多きに似たりと雖も今之を大別する時は僅かに二類に過ぎず。曰く君主専制曰く共和政体是なり。夫の寡人政治若しくは有司専制と言ふが如きは畢竟君主専制の変形にして原と異種の性質を有すべきものにあらざるなり。又た立憲政体或は君民共治と称するが如きも畢竟共和政体の変形にして全く別種のものと見做すべからず」⁽⁵⁹⁾

この文章は、「民主政体を共和政体といいかえ、君民共治の立憲君主政体を民主政体、すなわち共和政体の中に入れていふと考へていふよい例」⁽⁶⁰⁾として挙げられているものであるが、この文章を見る限り、君主と共和が対立しているというよりは、専制と共和を対立させて捉へていふ。この点で、民主制と同一視されているというよりは、共和に「共に和する」という特徴が見出されることによつて、専制と相対するものとしての共和の理解が生まれているように思われる。仮にこのような理解が許されるとすれば、それは先に挙げた韓国愛國啓蒙雑誌の「共和」の理解と呼応するものであるといえる。

五、韓国における共和制への転換

それでは、韓国の思潮が立憲君主制から君主をもたない共和制へと転換するのはいつごろからだったのか。愼鏞廈は、新民会の活動に注目し、共和制への端緒をみている。⁽⁶¹⁾一方、朴贊勝は『大韓毎日申報』が新民会の機関誌的役割を果たしていたことを指摘し、そこに掲載された「二十世紀新国民」が、西洋史について、「人民の福が日ごと大きくなり、専制封建の旧弊が去り、立憲共和の福音がゆきわたり、国家は人民の樂園となり、人民は国家の主人となり、孔子孟子の輔世長民主義がここに実行され、ルソーの平等自由精神がここに成功したのである」と説明していることを挙げ、これが西洋の歴史についての説明にすぎないこと、また先に見たような立憲君主制についての説明との違いがはつきりしないものの、「立憲的国民」という考え方が示されていること、また「国民」概念に基づく国家観、すなわち国民国家的な国家観が垣間みられることに、注目している。⁽⁶²⁾

以下、朴贊勝の研究に従えば、当時、アメリカの韓国人社会において作られた共立協会の機関誌『共立申報』もこれまでの韓国の改革がそれぞれの権力拡張のみを考え、国民の自由平等の確立を考えていなかったことを強く批判していた。⁽⁶⁴⁾しかし、君主制自体への批判が強くなるようになるのは韓国併合が行われる直前になってのことである。さきの共立協会は大同報国会と統合して一九〇九年に大韓人国民会を形成した。この国民会は「專制政治の打破」を標榜していた。⁽⁶⁵⁾国民会の機関誌『新韓民報』は皇帝一族の亡国の責任を厳しく主張しており、こうした立場から国民会は日本の植民地支配に下った政府とは異なる自治機関を作することを模索したのだった。⁽⁶⁶⁾但し、これは臨時政府設立にまでは至っていない。⁽⁶⁷⁾

韓国の共和制への途への直接的な引き金となったと考えられるのは、一九一一年に起こった辛亥革命である。北京にいた曹成煥は安昌浩に手紙を送り、「四千年、老大帝国の腐敗した専制を打破し、大陸に荣誉ある共和制

を建設し、少数の血で金功を収め……」⁽⁶⁸⁾と辛亥革命の成功を讃えるとともに、「中華のこの成功はまさに半島の先鋒だ」⁽⁶⁹⁾としてこれに続くべきことを述べている。こうして中国での革命に賛同する者たちを中心とする動きが活発になるが、そうした中で君主制からの移行を明示的に宣言する文書として最初に出されたのは、一九一七年の「大同団結宣言」ではないかとされている。⁽⁷⁰⁾申榿・趙鏞殷・申獻民・朴容萬・韓震・洪煒・朴殷植・申采浩・尹世復・曹煜・朴基駿・申斌・金成・李逸の名前で出された同宣言では「隆熙皇帝が三宝を放棄した八月二十九日は即ちわれら同志が三宝を継承した八月二十九日である。……かの帝権消滅の時が民権発生の時である。その間に瞬間も停息はないのである。われら同志は完全な相統者であり、かの帝権消滅の時が即ち民権発生の時である……隆熙皇帝の主権放棄とは即ちわが国民同士に対する黙示的禪位である」としている。ここでは皇帝が退位したからといってその主権が日本に移ることはありえないということとともに、主権が君主から国民に移ったことが明確に主張された。その後、「大同団結宣言」に参加した者の多くおよび、金奎植、李承晩等三九人が参加した一九一九年二月の「大韓独立宣言書」でも、「大韓民主の自立」が宣布されている。⁽⁷¹⁾

前述の宣言書の中ではいまだ「共和制」「共和国」ということは用いられていない。金昌明編『朝鮮独立運動Ⅱ―民族主義運動篇―』によれば、一九一九年四月一日に李承晩・安昌浩・金奎植・崔在亨・李東輝により「朝鮮共和国仮政府組織の布告」および「朝鮮共和国仮憲法」⁽⁷²⁾が出されており、これが「共和国」を表明した最初ではないかと考えられる。その直後、四月一日には、「大韓民国臨時憲章」一条で「大韓民国は民主共和制とすること」が宣布されたのであった。

六、中国における「共和国」

前述のように、独立運動の過程で目指すべき目標として、立憲君主制とは区別された共和制がクローズアップされるのには、中華民国の影響が大きいと考えられる。冒頭で挙げた陳力衛は、中国においては「共和」の意味で「民主」が用いられていたとしている。⁽⁷³⁾ 孫文も有名な一九〇六年の演説「三民主義と中国の前途」では、「中国では数千年来すべて君主専制政体であった」とし、この政体を変革するために「政治革命」が必要であり、「その政治革命の結果はというと、民主立憲政体を樹立することである」としている。⁽⁷⁴⁾ 孫文は「中国革命史」(一九二二年)においても、「自分のいう民権主義は、第一に、民主でなければならぬということだが、第二に民主専制は絶対に行ってはならず、必ず立憲制によって行わなければならないということである」⁽⁷⁵⁾と民主立憲をその目指すところとしている。

孫文の思想についていえば、かれは一八九五年の「興中会宣言」で『書経』の「民惟邦本」を引用している。⁽⁷⁶⁾ 但し、ここでは民本主義ないし民主主義の主張というよりは、民が力を合わせれば難局を乗り越えられるという文脈で用いられている。この一八九五年にかれは広州武装蜂起に失敗し、海外に亡命する。その後、一九〇〇年の義和団事件後、急速に高まった革命気運を結集し、一九〇五年に華興会・興中会・光復会の大同団結によって「中国同盟会」を結成するが、そこで「驅除韃虜、恢復中華、創立民国、平均地権」の四綱領を盛り込んだ「中国同盟会宣言」(一九〇五年)を発表した。この中で「創立民国」に関しては、「今や、平民革命により、国民政府を樹立せんとする。およそわが国民たるものはすべて平等に参政権を持つ。大總統は国民が選挙し、議会は国民の公選した議員が構成し、中華民国憲法を制定し、人民は、ともにこれを守る。あえて帝制を実行せんとする者は、天下がともにこれを撃つ」と述べている。⁽⁷⁷⁾

以後、一九一一年一〇月の革命によって君主政治から「共和国」へと転換し、辛亥革命後の中華民国臨時約法(一九二二年)二条は「中華民国の主権は、国民全体に属す」と規定している。しかし、こうした過程でも「共

和」よりも「民主」の語が多用されている。

ところで、韓国憲法への中華民国からの影響について卓越した研究を行っている申宇澈によれば、中華民国の建国過程で、憲法案に「中華民国が「民主共和国である」という記述が登場するのは、一九二五年の中華民国憲法草案（段記憲章）一条の「中華民国は永遠に民主共和国である」が初めである。ここでの「共和国」は「連邦国」ないし「連省国」を意味するとされている。⁽⁷⁸⁾ 中華民国における「共和」が民族間の平等、「合衆」を意味する側面があることには注意する必要があるように思われる。そもそも、中華民国の建国思想には先にみたように、異民族の専制支配からの脱却という目標が強く働いている。民族主義的な面からみれば、民国の建立については、「平民革命により、国民政府を樹立せんとする。およそわが国民たるものはすべて平等に参政権を持つ⁽⁷⁹⁾」と説明されているが、この「国民」は「満州族を駆除したのち⁽⁸⁰⁾」作られる国家の国民であった。民族主義には、中国民族の解放と中国領内の各民族の平等という二つの側面があった。⁽⁸¹⁾ 民族の問題は、中国の近代化において主要な論点であった。清末の代表的な啓蒙思想家の巖復は排外主義、排滿民族主義を批判していた。⁽⁸²⁾ これらを乗り越えた国民国家形成を目指すというのが巖復の思想であった。この点では康有為も類似している。こうした大同共和とは異なり、孫文は異民族支配の打倒を訴えた。中国の共和はその支配打倒後に目指されるべきものと考えられた。⁽⁸³⁾ 康有為らの立憲君主制に対する孫文の立憲民主制主張の背景にはこの点関わっていると考えられる。

七、趙素昂の「民国」

韓国においては、中国の影響の下で、先の「大同団結宣言」や「大韓独立宣言書」の草案を作成したとされる趙素昂（＝趙鏞殷）がその後の独立運動の思想的基盤を形成してゆく。かれは韓国独立党の「党綱解釈 草案」⁽⁸⁵⁾

の中で、「民国」というのは通常西洋で用いられている「民主国」と同じ意味ではないとしてこれを説明している。以下、やや長くなるが、趙素昂の説明を見ておこう。

「民国というのは民主国の意味であり、いわゆる民主国というのは君主政治と対立する名詞としてフランス・アメリカ等、共和国でまず採用された制度です。しかし、われらの民国はそれと同じではない点があります。大概、民国というのは民主政治を採用する国家であるとする縮小名詞です。民主政治とはデモクラシーの訳であり、デモクラシーの語源はギリシア語の「デモス」(平民)とクラスト(政治)から発源したものであり、古代ギリシアでアリストラシー(貴族政治)に反対して台頭した平民政治です。近代的民主制度の大体は、代議政治・普通選挙・言論・集会・結社・信仰の自由と公判制度を内容とする政治形式であり、一般人民に主権があることを原則とした共和政治は、君主政治や貴族政治ではない政体です。世襲王朝あるいは終身制で選ばれた君主が国家を統治し代表する制度ではなく、一定の任期を有する、国民選挙で当選した大統領あるいは国務総理がその任に当たり、国務運用でも直接間接に人民の手により行われるものです。しかし、ここでひとつ注意すべきことは民主主義中央集権制と新民主主義の意味についての若干の解釈が必要なことです。民主中央集権云々は民主と中央集権の二つを濫用するという点です。民主的とは一般民衆の意思を投票や会議あるいはその他の手段で民意を代表し反映させ、最大多数人の意志をもって事を行うものであり、万機を公論によって決定することが民主的であり、その反対は官僚的命令的なものであり、または中央集権的です。すなわち中央集権は権力を中央に集中し、何にも制約を受けず自由に行うことです。民主的とは反対となる制度です。しかし民主的中央集権制度は両者の長所を取った折衷制度であり、議事取決までは徹底して自由に民主的に行われ、決定され、実行するときにはその決定の範囲内で断固たる態度ですばやく権力をもって執行することをいうものです。この種の執行には必ず民主的原則により代表が選ばれるのであり、また代表者は多数意志で選ばれるのみならず多数意志で罷免されなければならないのです。次は新民主制度ということですが、新という字を加えた本意は現代世界の七〇余国中、最大多数の国家が民主政治を採用したが民主政治の実益を得ることができず形式的に進んでいるので、われらは

陳腐な民主的残滓を受け入れるのではなく民主政治の真髓あるいは民治の本質を實行しようと新の字を加えたものであります。では、どのようにすれば、真髓および本質を有するようになるのでしょうか。これはわが政綱に列挙した三均主義だけが旧民主制度の失敗と欠陥を補い救い、名実相伴った全民政体を指向しうるものなのです⁽⁸⁶⁾」

ここでは、共和政治は「一般人民に主権があることを原則とした」もの、「一定の任期を有する、国民選挙で当選した大統領あるいは國務總理がその任に当たり、國務運用でも直接間接に人民の手により行われるもの」と説明される。その前に出てくる「民主政治」と等置されているようにも思われ、ここでも「民主」との区別は明確ではない。ただここでの「民国」の統治のあり方については、官僚的命令的な中央集権でないこと、および三均主義にのっとったものであることが言明されている。

かれのいう三均主義とは、政治・経済・教育の均等をはかり、個人間、民族間、国家間の平等を求めるといふもので、「建国の最高公理」とされたものであった。⁽⁸⁷⁾ 前述の「党義解釈 草案」の末尾では、「概括的に述べれば、土地・人民・主権を完全に回復し、大韓民国を建設することは、自身の内部では五〇〇〇年の君主制度の遺習を転覆し、外には異族日本の三〇余年横侵した悪勢力を駆逐し、異族専制の魔力を打倒し、世界的にいかなる国家も採用できなかった新鮮な政体の国家を建立して東方民族の異彩として世界文化の先駆となろうとするものである⁽⁸⁸⁾」と述べられている。ここに述べられた旧君主制と異民族支配の打倒は孫文の主張と重なるものであった。さらに三均主義における平等も孫文が述べた中国内部での平等と重なっている。

八、おわりに

以上、いまだ甚だ雑駁であるが、既存の研究および入手できた範囲の資料に基づいて、韓国の「民主」と「共和」の概念がどのようにして展開されてきたかを見てきた、ここでは以上に基づく本テーマの暫定的なまとめを行っておきたい。

「民主」概念については、韓国では当初、「民主」より「民国」「民本」の語が使われ、特に主として君主制を前提としての立憲君主制を指すもの、さらにそこで議会主義をどこまで導入できるかという議論において使われた概念だったのではないかと考えられる。一方、「共和」ということばは使い方が確立しておらず、初期には、君と民が和して議するという立憲君主制的な意味でも用いられているのが見受けられる。さらに独立運動が進む中でも、「共和」ということばよりも「民主」や「民国」ということばが主に用いられるのが韓国および中国に共通の特徴である。このことは「民主」と「共和」が区別されずに用いられてきたという先行研究の指摘どおりであるが、一面で「民国」概念の内的変容の問題と連動した「共和」概念の内的変容としても捉えられるものである。すなわち、当初「民国」が「民本」主義的に理解され、「共和」についても立憲君主制を含めた議論が展開されたのに対し、孫文が「民国」形成において立憲君主制と区別される立憲民主制を唱え、趙素昂が「官僚的命令的」な「中央集権」ではない「新民主」と唱えるようになると、「共和」はこの「立憲民主」や「新民主」と等置されるようになってゆく。「共和」の用法において一貫して現れるのは専制ではないという性格づけであるといつてよいであろう。しかし、専制でない「共和」のあり方は時代によって変化する。孫文や趙素昂に共通するのは、異民族支配および腐敗した君主制の打倒によって「民主」を宣言するとともに、平等を重視した国家建設であった。三民主義や三均主義は、「民主」国における「共和」の具体的なあり方を提示するものであったといえる。

- (1) 陳力衛「『民主』と『共和』——近代日中概念の形成とその相互影響——」成城・経済研究一九四号(二〇一一年一月)一〇頁以下。
- (2) 金孝全「憲法概念史の境界 넘기」공법연구三六集三号(二〇〇八年二月)三八頁、李映録「한국에서의 민중 공화국의 개념사—특히, 공화, 개념을 중심으로—」法史学研究四二号(二〇一〇年一〇月)五三頁、ジャン・張嘉寧「『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって——」加藤周一・丸山真男校注『翻訳の思想』(日本近代思想体系15)岩波書店一九九一年三九二頁(以下の本文における具体的な訳語についての指摘は同論文による)、等、参照。なお、このジャン・ジャンの論文の注40においても、「民主」の語源について『書経』に求められるとされており、しかしそこでの「民主」は「民の主」すなわち「君」の意味であったことに触れられている(同三九九頁)。なお、陳力衛前掲「『民主』と『共和』」一二頁は、『万国公法』の中で、しばしば republic が「民主」と訳されていることを指摘している。
- (3) ここでは、韓国学文化研究所編『萬國公法』(韓国近代法制史料叢書1)亜細亜文化社一九八一年を参照した。該当箇所は同著九二頁。対応するウィートンの原著は、Henry Wheaton, *Elements of International Law* (the literal reproduction of the edition of 1866 by Richard Henry Dana, Jr.), Clarendon Press 1936 p.278.19.
- (4) 前掲『萬國公法』一三二頁。対応する原著の箇所は *ibid.*, p.738.59.
- (5) 前掲『萬國公法』九七頁。対応する原著の箇所は *ibid.*, p.338.25.
- (6) 拙稿「韓国における『民主共和国』の概念」孝忠延夫編『差異と共同——「マイノリティ」という視角』関西大学出版部二〇一一年二九頁以下。
- (7) 李泰鎮「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と一八世紀『民国』理念の台頭」朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識——17—19世紀』(日韓共同研究叢書3)慶應義塾大学出版会二〇〇一年四頁。同論文は、『書経』にみられる「民惟邦本」という考えが高麗時代に採り入れられたこと、その精神に立脚した王や両班官僚たちの統治論は「小民保護」を重視することで統治を安定させようとするものではあったが、民はあくまで統治の客体としてしか認識されていなかったこと、一八世紀になると士大夫による搾取からの小民保護という意識が君主の中に起こってくることを指摘する。

- (8) 李泰鎮前掲「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と一八世紀『民国』理念の台頭」三一頁以下は『英祖実録』の英祖三一年(一七五六年)二月一三日の記事を挙げている。
- (9) 李泰鎮前掲「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と一八世紀『民国』理念の台頭」三六頁では「韓国の政治史において民本思想が占める比重は非常に大きい。この思想を生みだした儒教の影響が大きかったためである。だが、この理念が初めて標榜されるようになったのは、文獻的には、高麗時代中葉と確認されている」とされ、さらに高麗末期になって、「民本思想は、中世的特徴的支配体制の一つであった地方分立体制が、韓国史から消えていく中で、政治的スローガンとして定着した」と述べられている。
- (10) 李泰鎮前掲「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と一八世紀『民国』理念の台頭」二四頁。
- (11) 李泰鎮前掲「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と一八世紀『民国』理念の台頭」三一頁。なお同三四頁は、正祖が易学を使った君民一体の説明をしていることに言及する。
- (12) 「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」外務省編纂『日本外交文書』二二卷日本国際連合協会一九四九年二九四頁。
- (13) 前掲「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」二九五頁。
- (14) 前掲「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」三〇八頁。
- (15) 前掲「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」三〇九頁。
- (16) 前掲「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」三〇九頁。
- (17) 「제손씨 편지」(독립신문)一八九八年一月一六日。
- (18) 「논설」(독립신문)一八九七年四月一七日。
- (19) 「논설」(독립신문)一八九七年四月一七日。
- (20) 李暎東「立憲の中国的論理とその源泉」政治思想研究一三三号(二〇一三年五月)二二四頁以下、参照。
- (21) この時代の論争を扱うものとして、植松忠博「近代日本の民本主義」国民経済雑誌(神戸大学)一八一巻四号(二〇〇〇年四月)四一頁以下。
- (22) 井上哲次郎「国民思想の矛盾」太田雅夫編『資料大正デモクラシー論争史』上巻新泉社一九七一年(初出は『東亜之光』一九一三年二月号)一九頁以下。

- (23) 井上前掲「国民思想の矛盾」二八頁。
- (24) 上杉慎吉は「民本主義と民主主義」太田編前掲『資料大正デモクラシー論争史』上巻（初出は『東亞之光』一九一三年五月号）三一頁においても美濃部の国体論に批判的に言及している。
- (25) 上杉前掲「民本主義と民主主義」三一頁以下。
- (26) 上杉前掲「民本主義と民主主義」三三頁。
- (27) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」『吉野作造選集』二卷岩波書店一九九六年（初出は『中央公論』一九一六年一月号）二四頁。
- (28) 吉野前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」二四頁以下。
- (29) 吉野前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」二五頁。
- (30) 古川江里子『美濃部達吉と吉野作造』（日本史リブレット人095）山川出版社二〇一一年四九頁。
- (31) 吉野前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」三二頁。
- (32) 吉野作造「民本主義・社会主義・過激主義」前掲『吉野作造選集』二卷（初出は『中央公論』一九一九年六月号）一四六頁以下。
- (33) 吉野前掲「民本主義・社会主義・過激主義」一五二頁以下、参照。
- (34) 松本三之介「民本主義か、官僚専制か——大正デモクラシーの理論——」エコノミスト四六卷九号（一九六八年三月五日）八五頁。
- (35) 献議六条の内容については、慎鋪廈『独立協会研究——独立新聞・独立協会・万民共同会の思想と運動』第二版一潮閣一九九六年三八二頁以下、参照。また献議六条の英訳は、『独立新聞』の英訳版の記事、“An Assembly of All Caste”, in: *The Independent*, Nov. 1, 1898, 参照。
- (36) 朴志泰編『大韓帝国期政策史資料集Ⅰ——政治——』先人文化社一九九九年二一四頁以下、参照。
- (37) 勅令第三六号（朴志泰編前掲『大韓帝国期政策史資料集Ⅰ——政治——』二二五頁以下、参照）。なお、中樞院の改変と当時の独立協会の議会開設運動について、金信在「開化期の政体改革論の推移と性格」『東国史学』二八輯（一九九四年一二月）一一七頁、参照。

- (38) 勅令第三七号「中枢院官制中 改正에 関한 件」(朴志泰編前掲『大韓帝国期政策史資料集Ⅰ—政治—』二二八頁以下、参照)。なお官民共同会を開いた独立協会に関し、当時、守旧派の「匿名書」により、独立協会は共和制を画策していると高宗に上奏されるという事件が起き、一八九八年一月五日には独立協会の解散令が出された。指導者たちも逮捕されるという事態に至ったが、これに対しては民衆からの批判が起こって、当初は「献議六条」の実施が皇帝によって認められることとなった。但し、皇帝高宗と独立協会との攻防はその後も続き、結局、皇帝は一八九八年一二月には、独立協会を敵対勢力として解散させている。
- (39) 一八九九年八月二五日の改正(勅令第三四号)で、法令の制定について、中枢院は「議政府から諮詢された法律勅令の制定廃止或いは改正に関する事項」を「審査議定」するものとされた。すべての法律・勅令が中枢院で審議されなければならないわけではなくなった(朴志泰編前掲『大韓帝国期政策史資料集Ⅰ—政治—』二四三頁以下、参照)。
- (40) 朴贊勝「한국의 근대국가 건설운동과 공화제」歴史学報二〇〇輯(二〇〇八年一二月)三〇八頁がこの点を指摘している。
- (41) 筆者は『地球典要』の内容を確認できていないが、朴贊勝前掲「한국의 근대국가 건설운동과 공화제」三〇八頁以下によれば、同著の一〇巻でアメリカの制度が紹介されている。
- (42) 李映録前掲「한국에서의 민주공화국의 개념사」五二頁以下。なお李映録はこの部分について、정옥자「신사 유람단고」歴史学報二七(一九六五年)一三五頁を引用している。
- (43) 兪吉濬『西遊見聞』(兪吉濬全書)一卷第二版一潮閣一九九六年)一六三頁以下(以下、頁数は所収本の通し頁である)。
- (44) 兪吉濬前掲『西遊見聞』一六五頁および一七一頁。
- (45) 福澤諭吉「西洋事情初編 卷之一」の「備考」中の「政治」の部分(『福澤諭吉全集』一卷第二版岩波書店一九六九年)二八九頁。また「西洋事情外編 卷之二」には、兪吉濬と同じタイトルの「政府の種類」という項目があるが、そこでも同様の「立君」「貴族合議」「共和政治」の三分類が採られている(同四一九頁)。
- (46) 兪吉濬前掲『西遊見聞』一五一頁。

- (47) 李映録前掲「한국에서의 민주공화국의 개념사」四九頁以下。
- (48) 李映録前掲「한국에서의 민주공화국의 개념사」五三頁以下、参照。
- (49) 元泳義「政体槩論」大韓協會会報三号(一九〇八年六月)二六頁以下(韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』のシリーズ中の『大韓協會会報』上卷亜細亜文化社一九七八年一七六頁以下)。なお、こうした愛国啓蒙運動時代の国体・政体論については、拙著『近代東アジア世界と憲法思想』慶應義塾大学出版会二〇一二年一三〇頁以下で検討した。
- (50) 元泳義前掲「政体槩論」二七頁(前掲『大韓協會会報』上卷一七七頁)。
- (51) 元泳義前掲「政体槩論」二七頁(前掲『大韓協會会報』上卷一七七頁)。
- (52) 鮮于鎬「国家論の概要 続」西北学会月報一卷一二号(一九〇九年五月)八頁以下(韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』のシリーズ中の『西北学会月報』中卷亜細亜文化社一九七八年三〇〇頁以下)。
- (53) 鮮于鎬前掲「国家論の概要 続」西北学会月報一卷一二号九頁以下(前掲『西北学会月報』中卷三〇一頁以下)。
- (54) 中江兆民「君民共治之説」『中江兆民全集』一四卷岩波書店一九八五年(初出は『東洋新聞』三号①社説(一九〇一年三月二四日)一〇頁)。
- (55) 中江前掲「君民共治之説」一一頁。
- (56) 中江前掲「君民共治之説」一二頁。
- (57) なお、松尾章一「増補・改訂 自由民権運動の研究」日本経済評論社一九九〇年一二三頁がこの点を引用し、兆民が「君民共治の制も立派な民主政体でありうる」と考え、その実例として英国の立憲君主制を模範としていた」とする(同一二四頁)。
- (58) 松尾前掲「自由民権運動の研究」一五〇頁。なお、陳力衛前掲「『民主』と『共和』」九頁以下は、一九世紀のアジアにおける翻訳の段階で同じ語が中国では「民主」日本では「共和」と訳されていたことを指摘する。
- (59) 松尾前掲「自由民権運動の研究」一五〇頁、参照。同著によれば、出典は、奥宮健之草稿「人民の友」(明治一七七年ころの執筆と推定される。鈴木重三郎史社会文庫所蔵の写本)となつているが、筆者は確認できていない。
- (60) 松尾前掲「自由民権運動の研究」一五〇頁。

- (61) 新民会について、国史編纂委員会編纂・発行『韓国独立運動史』一巻一九六五年一〇二三頁以下に、「憲兵隊長機密報告」として、「大韓新民会の構成」、「大韓新民会趣旨書及同会章程」、「大韓新民会通用章程」が掲載されている。但し、「共和」を明確に謳った記述はない。愼鏞廈「新民会の創建과 그 国權恢復運動(上)」韓国学報八輯(一九七七年九月)四四頁は、新民会が共和政体を標榜したことが立憲君主制を「公式目標」としていた独立協会時代からの「大きな進展」としている。新民会の組織と活動については、愼鏞廈の同論文三三頁以下、参照。但し、同論文でも「秘密結社」で十分に資料が残っていない(同三五頁)とされている。
- (62) 「二十世紀新国民」は、『大韓毎日申報』一三一九号(一九一〇年二月二日)〜一三二六号(一九一〇年三月三日)に「論説」として連載された。引用部分は、一三二〇号(一九一〇年二月三日)掲載。
- (63) 박찬승. 『대한민국은 민주공화국이다』헌법 제1조성립의 역사. 돌베개二〇一三年一〇四頁以下、参照。
- (64) 박찬승前掲『대한민국은 민주공화국이다』一〇六頁以下。
- (65) 박찬승前掲『대한민국은 민주공화국이다』一一〇頁、参照。同著で挙げられているように、嘯印生「會員諸君」大韓興学報七号(一九〇九年一月)八頁(韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』のシリーズ中の『大韓興学報』下巻亜細亜文化社一九七八年九〇頁)がこれに言及している。なお著者の嘯印生は趙素昂である。
- (66) 박찬승前掲『대한민국은 민주공화국이다』一一二頁は、こうした例として『新韓民報』一九一〇年一月二二日の論説「망국민이 망국노를 책한다」を挙げているが、筆者は同論説を確認できていない。
- (67) 박찬승前掲『대한민국은 민주공화국이다』一一八頁は、臨時政府設立に至らなかつた理由として、かれらが「一定の訓練期間」が必要だと考えたと思われること、また臨時政府を宣言するには国内外の民族運動家たちの同意が必要であり、そうした同意を得ることが充分にできないと考えたのではないかとこのことを挙げている。
- (68) 一九一二年(日付不明) 曹成煥から安昌浩への手紙『島山安昌浩資料集(2)』(韓国独立運動資料叢書五輯) 独立記念館附設韓国独立運動史研究所一九九一年七三頁。
- (69) 前掲一九一二年(日付不明) 曹成煥から安昌浩への手紙七四頁。
- (70) 「大同団結宣言」は、『島山安昌浩資料集(3)』(韓国独立運動資料叢書六輯) 独立記念館附設韓国独立運動史研究所一九九二年二三二頁以下に所収。また「韓国独立運動史情報システム」のHPでも原文を見ることができ。

- (71) 一九一九年二月(日付不明)の「大韓独立宣言書」は「韓国独立運動史情報システム」のHPで原文を見ることが出来る。「大韓独立宣言書」については서희경・박명림「민중공화주의와 대한민국 헌법의 형성」정신문화연구 30 卷 1 号(二〇〇七年三月) 八二頁、等、参照。
- (72) 金昌明編『朝鮮独立運動Ⅱ—民族主義運動篇—』原書房一九六七年三五頁。
- (73) 陳力衛前掲「民主」と「共和」一四頁、参照。同論文によると、一八九五年五月の台湾独立運動で成立した「台湾民主国」も英語名は Republic of Taiwan になっている。なお、陳力衛は、もともと中国で生まれた「民主」が日本で概念としての広がりを示し、democracy の訳語が「民主」や「民主主義」だけではなく「民主国」ともなっていること、さらに「民主」が次第に単独で用いられず、「民主的」や「民主主義」「自由民主」など形容詞や複合名詞の一部になってしまったこと、複合名詞として用いられることによってさらに多くの名詞を生成していったことを指摘する。またこうした日本での変化が中国語にも影響を与えたとし、一九世紀末に日本で生成した「民主主義」概念が中国語に入ったこと、マルクス・レーニン主義を紹介した李大釗が「民主主義の戦勝は、すなわち庶民の勝利だ」といつているのがその例として挙げられている(同三〇頁)。近代中国のすぐれた社会主義イデオログであった李大釗は一九一三年から一九一六年にかけて早稲田大学に留学している。
- (74) 孫文「三民主義と中国の前途」伊知智善継・山口一郎監修『孫文選集』二卷社会思想社一九八七年三三〇頁以下。
- (75) 孫文「中国革命史」前掲『孫文選集』三卷一九八九年一四頁。
- (76) 「興中会宣言」前掲『孫文選集』三卷三三頁。
- (77) 「中国同盟会宣言」前掲『孫文選集』三卷四二頁。なお同盟会結成までのいきさつは同「解題」(三九頁)、参照。
- (78) 申宇澈「比較憲法史—大韓民国 立憲主義의 淵源」法文社二〇〇八年三〇〇頁。
- (79) 「中国同盟会宣言」四二頁。
- (80) 「中国同盟会宣言」四二頁。
- (81) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」前掲『孫文選集』三卷七四頁、参照。
- (82) 區建英「自由と国民 巖復の模索」東京大学出版会二〇〇九年一八四頁以下、参照。
- (83) 孫文のこうした排滿と共和に関する思想について、村田雄二郎「中華民族論の系譜」飯島渉・久保亨・村田雄二

- 郎編『中華世界と近代』（シリーズ二〇世紀中国史 一巻）東京大学出版会二〇〇九年二一六頁以下、等、参照。
- (84) 朴永錫「大韓独立宣言書 研究」油耘史学三輯（一九八九年五月）二〇頁、等、参照。
- (85) 趙素昂「党綱解釈 草案」三均学会編『素昂先生文集』上巻翌頁一、一九七九年二二二頁以下、所収。なお、同著ではこの草案は自筆原稿で、中国で書かれたものだが、正確な年代は不明とされている（同二二八頁の註、参照）。
- (86) 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」二二六頁以下。
- (87) 一九四一年一月二五日の「大韓民国建国綱領」にもこの点が明示されている。
- (88) 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」二二八頁。